

指定管理者制度運用ガイドライン改訂の概要

(平成26年4月改訂)

1. 1 指定管理者の指定等の標準的な手順・・・(P4)

変 更 後	変 更 前
募集要項等のサウンディング実施 非公募の場合は不要を削除	募集要項等のサウンディング実施 非公募の場合は不要
申請の受付終了 約2ヵ月を削除	申請の受付終了 2事業者以上の応募がなかった場合は、応募条件を見直して再公募を行う。したがって再公募した場合は、スケジュールが約2ヵ月遅れることになる。

2. 8 募集要項・仕様書(7)提出書類・・・(P11)

変 更 後	変 更 前
滞納がないことを証する書類(法人及び代表者について国税、市税、県税に滞納がないことを証する証明書)	納税証明書等
提出書類のうち企画提案にかかわる については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定により、開示できないものとして取り扱うこと。	企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定により、開示できないものとして取り扱うこと。

3. 8 募集要項・仕様書 (9)参加表明書・・・(P11)

「(8)説明会等の実施」の次に追加し、以下の項目の番号を繰り下げる。

変 更 後	変 更 前
(9)参加表明書 公募の参加意思を確認するため、団体等から参加表明書の提出を求めます。参加表明書の提出期限は、募集要項で定めることとする。 提出期間は、質問回答後、7日以上確保に努める。 参加表明書を提出した団体等が応募を辞退する場合は、辞退届けを提出させることとする。	なし

4. 8 募集要項・仕様書 (11)選定方法・・・(P12)

審査項目(例)「その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項」の「○市の施策に協力しているか」の次に追加する。

変 更 後	変 更 前
○ 地域経済への配慮(市内事業者、継続雇用、地域雇用等)	なし

5 . 8 募集要項・仕様書 (13) 委員会の審査にあたっての留意事項・・・(P 1 3)

変 更 後	変 更 前
委員会は十分な審議時間を <u>確保すること</u>	委員会は十分な審議時間を確保するため、原則として2回以上実施するものとする。

6 . 8 募集要項・仕様書 (18) 自動販売機の設置・・・(P 1 4)

「(17) 保険への加入」の次に追加する。

変 更 後	変 更 前
(18) 自動販売機の設置 指定管理者が自動販売機を設置する場合には、行政財産使用料と電気代（市が負担していなければ必要なし）と売上納付金（売上金の12%）を市に納入するものとする。 設置する指定管理者は、市に行政財産目的外使用許可申請を提出するとともに販売に関する契約書を市と締結する。 指定管理者以外の者が、自動販売機を設置する場合は、入札により設置者を決める。 平成24年4月1日以前に協定を締結した指定管理者については、指定管理期間中は適用しないものとする。	なし

7 . 8 募集要項・仕様書 (19) 管理に要する経費・・・(P 1 4)

変 更 後	変 更 前
<u>施設の修繕等の経費については、原則として指定管理者の管理経費で賄うものとする。ただし、軽微な修繕以外で、その費用のすべてを指定管理者に負わすことが適当でないと認められる場合は、費用負担について市と指定管理者との間で協議して実施するものとする。</u> <u>軽微な負担とは、施設規模等により異なるが、10万円未満または施設の運営経費の1%未満を目安とする。</u>	指定管理者が負担する修繕範囲は、施設規模等により異なるが、10万円未満または施設の運営経費の1%未満を目安とする。

8 . 8 募集要項・仕様書 (20) 備品等の帰属・・・(P 1 5)

変 更 後	変 更 前
・ 備品等が老朽化等により使用不能となった場合は、指定管理者により購入更新等されることを勘案し、管理者が交代した場合においても施設の管理運営に必要な備品等を常備する必要があるため、更新した備品等の帰属を市の所有とするもの。 <u>管理者が交代した際に指定管理者と帰属のトラブルにならないよう備品は明確に分類しておくこと。</u>	・ 備品等が老朽化等により使用不能となった場合は、指定管理者により購入更新等されることを勘案し、管理者が交代した場合においても施設の管理運営に必要な備品等を常備する必要があるため、更新した備品等の帰属を市の所有とするもの。

9 . 8 募集要項・仕様書 (21) モニタリングの実施・・・(P 1 5)

変 更 後	変 更 前
次期事業計画 <u>年度内に市の承認を得ること</u>	次期事業計画 毎年度9月末までに提出のこと

1 0 . 9 再公募・・・(P 1 5)

変 更 後	変 更 前
次に該当する場合は、再公募を行う。 <u>現地説明会へ2事業者以上の参加がない場合、又は参加表明書の提出が2事業者以上からない場合</u> <u>指定管理候補者の選定にあたり、一定水準(6 0 %) 以上の評価点を得た事業者がない場合</u> ・再公募については、<u>応募要件や施設の管理運営に係る条件の見直しを行ったうえで</u>行う。なお、<u>「条件の見直し」とは、価格要件、業務内容等の変更を行うものではなく、「参加資格」、「募集期間」等の見直しを行うものである。</u> ・再公募を行った結果、1事業者以上の応募があった場合は、指定管理候補者の選定を行う。 ・再公募を行った結果、応募者がいない場合、又は選定にあたり一定水準(6 0 %) 以上の評価点を得た事業者がない場合は、改めて公募を行うことなく特定の団体に申請書の提出を求めることができる。ただし、<u>管理運営経費その他の条件を変更してはならない。</u> (<u>再公募要件については、募集要項へ明記すること</u>)	公募に対し2事業者以上の応募がなかった場合は、応募要件や施設の管理運営に係る条件の見直しを行ったうえで、次のとおり、再度公募を行う。 なお、「条件の見直し」とは、価格要件、業務内容等の変更を行うものではなく、「参加資格」、「募集期間」等の見直しを行なうものである。(募集要項へ明記すること) ・再度の公募を行った結果、1事業者の応募であった場合は、その事業者を指定管理候補者とする。 ・再度の公募を行っても応募者がなかった場合は、改めて公募を行うことなく特定の団体に申請書の提出を求めることができる。ただし、管理運営経費その他の条件を変更してはならない。 指定管理候補者の選定にあたり、一定水準(6 0 %) 以上の評価点を獲得する事業者がない場合についても、再度公募を行う。 (募集要項へ明記すること)

1 1 . 10 指定管理者の指定 (3)市議会説明資料の作成等の留意事項・・・(P 1 7)

変 更 後	変 更 前
<u>企画提案にかかわる</u> については、候補者にかかるものに限り開示できるものとする。	企画提案書については、候補者にかかるものに限り開示できるものとする。

1 2 . 10 指定管理者の指定 (6)事業所設置に関する各種届出・・・(P 1 7)

「(5) 各種料金等の請求先の変更」の次に追加する。

変 更 後	変 更 前
(6) 事業所設置に関する各種届出 新たな事業者を指定管理者に指定する場合は、事業所設置に必要な手続きを怠らないよう注意を促す。(法人市民税：法人設立(設置) 届)	なし

1 3 . 2 実績報告書の提出・・・(P 1 9)

変 更 後	変 更 前
実績報告書	事業報告書

1 4 . 3 事業実施結果の公表・・・(P 2 0)

変 更 後	変 更 前
併せて、市ホームページに掲載し、公表する。	併せて、所管課のホームページに掲載し、公表する。